

2015年9月16日  
No.2015-026

## 課題が山積する農地集積 —地道な取り組みで、わが国農業の構造に変化を—

調査部 主任研究員 蜂屋勝弘

### 《要 点》

- ◆ 「日本再興戦略」では、農業における「稼ぐ力」の強化が求められ、その一環として担い手への農地の集積・集約化による生産性向上を目指している。農地の集積・集約化には、新たな耕作放棄地の発生防止や耕作放棄地での耕作の再開を通じて、農地ひいては国土の保全に繋がるといった間接的なプラスの効果も期待されている。農地の集積・集約化に向けた取り組みは、農地の利用権や農地に関する情報の流動性の向上を通じて、近年活発化しつつある企業の農業参入にさらなる追い風となり、わが国農業を活性化させる起爆剤になり得るものである。
- ◆ わが国農業の成長産業化に当たっては、①国内の人口減少や高齢化、②経済連携協定等を受けた国内市場での外国産との競合、③海外でのわが国農産物への需要の増加、といった大きな潮流の変化にいかに対応していくかが問われる。現在、意欲ある農家等を中心に、こうした変化を新たなビジネスに繋げようとする動きがみられる一方、①農家の高齢化、②副業的農家等への農地の滞留、が足を引っ張る懸念がある。これらを解消していくうえで、農地の集積・集約化は不可欠。
- ◆ 政府は、担い手への農地の集積率を2023年度までに8割に引き上げることを目標に掲げているものの、2014年度末の集積率は50.3%と前年度対比1.6%ポイントの上昇に止まる。農地の集積・集約化を大幅に加速させるには、稲作農家が多い副業的農家等が農地の出し手となるよう、従来の米価維持政策から脱却する必要があるものの、現在の農政スタンスを見る限り、その実現は期待薄。当面、農地の集積・集約化は、①耕作放棄地対策の強化、②農地中間管理機構の機能強化、③農地に関する情報の公開、を軸に進められるが、こうした方策では集積・集約化目標の達成には不十分と試算される。
- ◆ もっとも、農地の集積・集約化に向けた取り組みを、企業の農業参入の観点から見ると、自社のビジネスプランに合った農地を確保し易くなるなど、農業参入への追い風になるとみられる。飛躍的な状況の改善は見込めずとも、集積・集約化に向けた取り組みそのものが、わが国農業の構造を変える原動力となる見込み。なお、各種事例が示すところでは、異業種企業が農業に参入し事業を軌道に乗せるには、ビジネスプランの良し悪しもさることながら、長期的な展望のもとで自社のビジネスと地域経済が共に発展していく好循環を築くことこそが重要なポイント。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・蜂屋勝弘宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-1449

Mail: hachiya.katsuhiko@jri.co.jp

## 1. はじめに

地域経済の活性化および農業の成長産業化に向けて、農業の収益性の向上が求められている。「日本再興戦略」では、農業における「稼ぐ力」を強化する方針が示されており、農産物の生産効率の改善や農家の経営体力の強化に向けた取り組みの一環として、認定農業者<sup>1</sup>等の担い手への農地の集積・集約化が課題となっている。また、高齢等の理由で現役を引退した農家等の農地が耕作されずに放置される、いわゆる耕作放棄地の増加が問題となっており、農地の集積・集約化には、新たな耕作放棄地の発生の防止や既存の耕作放棄地での耕作の再開を通じて、農地ひいては国土の保全に繋がるといった間接的なプラスの効果も期待されている。これらは、言わば農地を供給サイドの側面から見たものである。

他方、農地の需要サイドからみると、近年、企業の農業参入が活発化しており、農地の借入れによる農業参入が自由化された2009年の農地法改正以降の5年間で、1,712の一般法人が新たに農業参入し、5,121haの農地を借り入れている（図表1）。農地を集積・集約化するプロセスでは、農地を農地として利用することを前提に、農地の所有権や利用権の流動性を高める必要があり、そのことは異業種企業の農業参入の追い風になると考えられる。

（図表1）農業に参入した一般法人数

	（法人）	
	参入法人数	株式会社
2009年の農地法改正前 （2003年4月～2009年12月）	436	250
2009年の農地法改正後 （2009年12月～2014年12月）	1,712	1,060

（資料）農林水産省資料

## 2. 農業の成長産業化の阻害要因

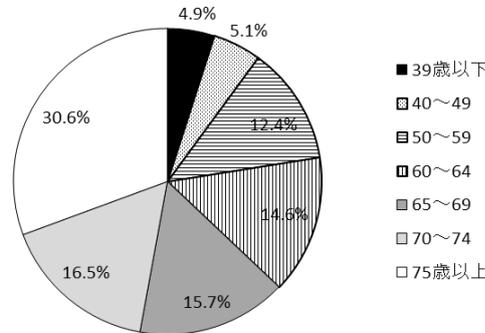
わが国農業を取り巻く環境を展望すると、①人口減少や高齢化に伴う国内市場の縮小や消費者の嗜好の変化、②経済連携協定等を受けた国内市場での外国産との競合、③海外での和食の浸透や新興国の所得増加に伴うわが国農産物への需要の増加、といった変化が見込まれており、農業の成長産業化の実現にはこうした変化への対応が課題となる。それには、これまで培ってきた高品質、安全・安心といったわが国農産物のブランド力に磨きをかけるとともに、外国産農産物に対する価格競争力の強化が必要と考えられる。こうしたなか、経営感覚に富んだ農家や地域農協、異業種からの参入企業などを中心に、製造業的な生産管理の導入、ネット販売、輸出など、国内の消費動向や海外需要に上手く対応し、ビジネスの拡大に繋げようとする動きがみられ、今後、こうした動きが広がれば、わが国農業全体の収益力の向上に寄与すると考えられる。しかしながら、一方で、以下のような構造問題が、そうした前向きな動きの足を引っ張る懸念がある。

第一は、農家の高齢化である。直近（2014年）の農業従事者の年齢別構成をみると、主に仕

<sup>1</sup> 市町村による地域農業の効率的・安定的な経営目標等を踏まえて作成した農業経営改善計画が市町村によって認定された農業者。

事として農業に従事している者（基幹的農業従事者）のうち 62.8%を 65 歳以上の高齢者が占め、平均年齢は 66.8 歳となっている（図表 2）。近い将来、こうした高齢農家の引退の際に、手入れの行き届いた農地や長年の経験で培われた生産ノウハウが次世代に引き継がれなければ、わが国農業にとって極めて大きな損失と言えよう。

（図表 2）基幹的農業従事者の年齢別構成比（2014 年）



（資料）農林水産省「農業構造動態調査」

（注）基幹的農業従事者：農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、仕事として主に自営農業に従事している者。

第二は、農業を主業としない農家への農地の滞留である。農家の主業副業別に耕地面積をみると、全耕地面積のうち 44.2%、北海道を除く都府県をみると 59.1%の農地が準主業農家と副業的農家の耕地となっている（図表 3）。こうした農家では、一戸当たり耕地面積が都府県の準主業農家で 1.45ha、副業的農家で 1.03ha と小規模であり、このため、生産コストが高くなりがちである。例えば、米の作付面積別に米 60 kg 当たりの生産費をみると、作付面積が狭いほど生産費が高くなっており、仮に、耕地面積＝作付面積と考えると、都府県の副業的農家等の生産費（作付面積 1.0～2.0ha の 1.64 万円）は主業農家の生産費（同 3.0～5.0ha の 1.35 万円、あるいは、同 2.0～3.0ha の 1.42 万円）に比べて、1.5～2 割程度高いと推測される（図表 4）。

（図表 3）販売農家の主副業別農家数と耕地面積（2014 年）

	全国			北海道			都府県		
	農家数	面積	1 戸 当たり 面積	農家数	面積	1 戸 当たり 面積	農家数	面積	1 戸 当たり 面積
	千戸	千ha	ha	千戸	千ha	ha	千戸	千ha	ha
販売農家計	1,408.5	3,049.4	2.17	39.5	922.8	23.35	1,368.9	2,126.7	1.55
主業農家	302.0	1,701.7	5.63	27.9	832.1	29.84	274.1	869.6	3.17
（構成比）	21.4%	55.8%		70.6%	90.2%		20.0%	40.9%	
準主業農家	309.6	464.2	1.50	2.1	17.6	8.42	307.5	446.6	1.45
（構成比）	22.0%	15.2%		5.3%	1.9%		22.5%	21.0%	
副業的農家	796.9	883.5	1.11	9.5	73.0	7.66	787.3	810.5	1.03
（構成比）	56.6%	29.0%		24.1%	7.9%		57.5%	38.1%	

（資料）農林水産省「農業構造動態調査」

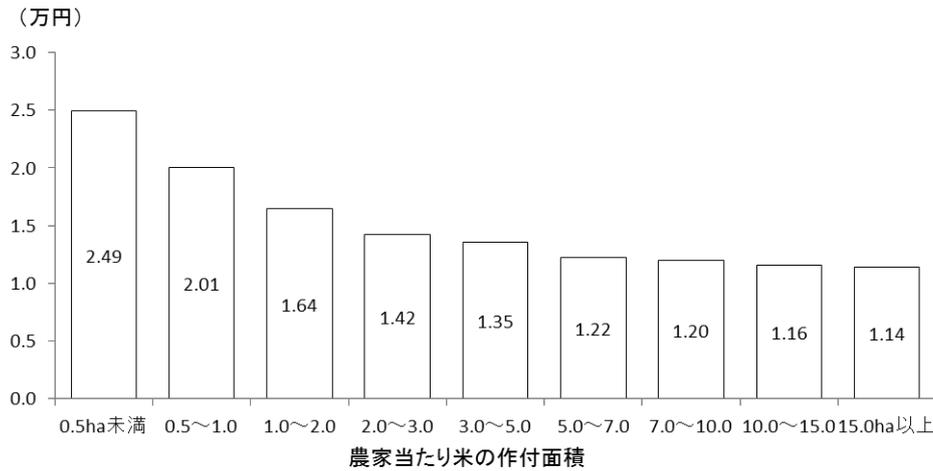
（注）販売農家：経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の規模の農業を行う世帯

主業農家：農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家

準主業農家：農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家

副業的農家：調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）

(図表4) 米 60 kg 当たりの生産費 (2013 年)



(資料) 農林水産省「農業物生産費統計」

こうした問題を解消するうえで不可欠となるのが、農地の集積・集約化である。引退した農家の農地を他の農家が引き継ぐことで、耕作放棄地化による農地の劣化が防止されるとともに、既存の耕作放棄地の再生利用も図られる。また、経営規模が拡大することで、生産コストが低減し、経営体力の強化にも繋がることが期待される。

### 3. 農地の集積・集約化の現状と課題

農地の集積・集約化の現状をみると、2015年3月末時点で、担い手への農地の集積面積は全農地面積の50.3%となっている。政府は、この集積率を2023年度までに8割に引き上げることを「日本再興戦略」での目標に掲げており、担い手への農地の一段の集積・集約化を推進している。その一環として、農地中間管理機構（農地集積バンク）が各都道府県に創設され、2014年度から業務を開始している。農地中間管理機構は、基本的には、地域内の分散した耕作地や耕作放棄地を借り受け、まとまった農地利用ができるようにして貸し付けることで<sup>2</sup>、農地の集積・集約化と耕作放棄地の解消を目指している。同様の取り組みは、これまで農地保有合理化法人によって行われてきたが、従来の取り組みが、①農地の売買が中心で、②出し手と受け手の利害得失を調整する相対協議を前提としていたこと等から、その実績が低調であった。そうした反省を踏まえ、農地中間管理機構では、①リース方式を中心とし、②地域農業のあり方を踏まえて積極的に農地流動化を推進する、等の点で従来の集約手法とは異なっている。

農地中間管理機構の初年度（2014年度）の実績をみると、権利移転した面積は賃貸借と売買を合わせて3.1万haあり<sup>3</sup>、これは農地保有合理化法人時代の平均的な実績の約3倍（賃貸借のみでは約10倍）に上る<sup>4</sup>。しかしながら、2014年度の1年間で追加的に集積された面積は、農地中間管理機構を介さないものを含めても6.3万haに止まっており、2015年3月末時点の集積率（50.3%）は前年度の48.7%から1.6%ポイント上昇したに過ぎない。

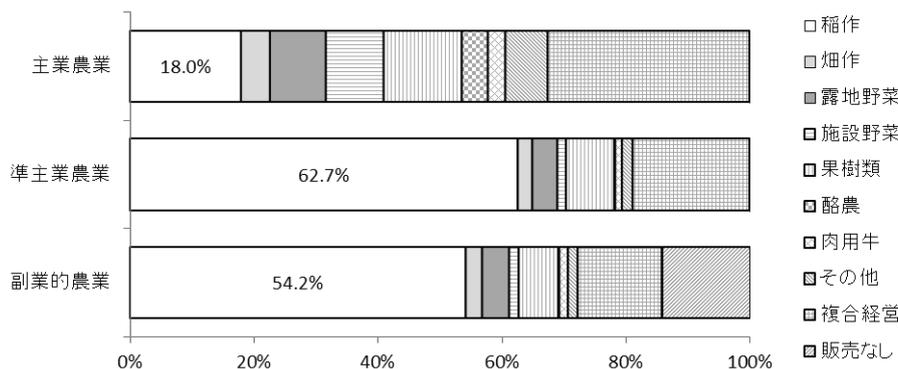
<sup>2</sup> ただし、特例事業として農地の買入・売渡も行っている。

<sup>3</sup> 農地中間管理機構からの農地の受け手への権利移転。農地の出し手から農地中間管理機構への権利移転は3.6万ha。

<sup>4</sup> 農林水産省「中間管理機構の初年度の実績等について」

集積率を2023年度までに8割に引き上げるには、今後134万ha（年間14.9万ha）の農地を追加的に集積する必要があり、それには耕作放棄地の再生利用に加えて、農業を主業としない小規模な農家によって耕作されている農地の集積・集約化が不可欠とみられる。しかしながら、こうした農家の半数以上が稲作農家であるなか（図表5）、農家保護等の観点から、①転作に対する交付金や、②米に対する高い関税といった米価維持政策が継続されているため、農家によっては農地の出し手となるよりもその農地での生産を継続する方が有利になるケースも多いとみられ、農地の集積・集約化にとって逆風となっている模様である。

（図表5）農家の主な作目別の構成比（2014年）



（資料）農林水産省「農業構造動態調査」

（注1）稲作、畑作、露地野菜、施設野菜、果樹類、酪農、肉用牛、その他はそれぞれ単独で販売金額の8割以上の単位経営農家。複合経営は上記の作目単独では販売金額の8割未満の農家。

（注2）畑作は麦類作、雑穀・いも類・豆類及び工芸農作物

その他は花き・花木、その他の作物、養豚、養鶏及びその他の畜産

転作に対する交付金は、水田のフル活用を通じて食糧自給率の向上を図るもので、水田で麦や大豆、飼料用米等の作物を生産する農家に対して、対象となる作物の作付面積と一部収量に応じて交付されている。このため、小規模農家など生産コストの高い農家でも、交付金で生産コストがカバーされるため、交付金の対象となる作物を生産することになる。他方、現在、わが国では米の輸入に1キログラムあたり341円の関税が課されており、これによって安い外国産米の国内への流入がほぼ阻止され、国内の米価が維持されている。こうした転作による米の生産抑制と米に対する高い関税によって、米価が本来の水準よりも高止まりするため、小規模農家などの生産コストの高い農家でも米の生産が継続可能になっていると指摘されている。こうした交付金制度や関税は、旧来の非効率な農業の温存を助長するものである。

このため、農地の集積・集約化を抜本的に加速させるには、本来ならば、高コストで米や転作作物を生産している小規模農家が農地の出し手となるよう、高米価に繋がる従来型の政策から脱却する必要がある。しかしながら、実際には、それとは逆行する動きが随所にみられる。例えば、足元で交渉の大詰めを迎えているTPP（環太平洋パートナーシップ協定）で、わが国は米などの主要農産品の高関税維持を前提に交渉入りした。本来、TPPは関税の完全撤廃を原則としており、農家の高齢化などで改革の時間的猶予が乏しいなか、これを機会に米の高関税を撤廃し、米価維持政策から脱却することで、逆にそれをテコにして、わが国農業の生産性・収益性を底上げする取り組

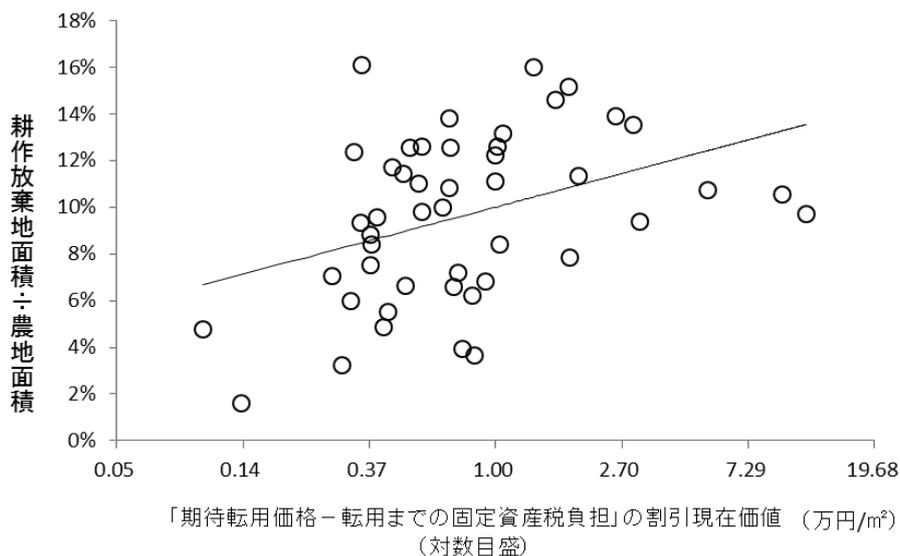
みを一気に呵成に推し進めるチャンスと捉えるべきであったと考えられる。しかし、それが事実上果たせない見通しとなった今、旧来の枠組みからの脱却は期待薄になったと見ざるを得ない。

#### 4. 当面の取り組みと問題点

前章に見た通り、農政の抜本改革という強力な推進力が得られることは期待薄な状況ではあるが、農地の集積・集約化に向けて当面、以下の取り組みに注力される見通しである。

第1は、耕作放棄地対策の強化である。農地の耕作放棄地化の要因として、農地に対する固定資産税等の税負担が軽減されていることに加え、農地以外の用途への転用が許可されると農地の売買価格が大きく上昇することから、離農した農家等が将来の転用によるキャピタルゲインを期待して、農地を耕作しないまま保有し続けるという弊害が指摘されている。実際、転用による期待収益<sup>5</sup>を都道府県ごとに計算すると、耕作放棄地率<sup>6</sup>と正の相関がみられ、転用による期待収益が大きい都道府県ほど耕作放棄地率が高くなる傾向が確認される（図表6）。このため、2009年の農地法改正では、それまで転用許可が不要であった地方公共団体の庁舎や病院等の公共施設の用地への転用について協議制が導入され、農地転用に関する規制が厳格化された。また、耕作放棄地や耕作放棄地化のおそれのある農地について、所有者の利用意向調査など一定の手続きを経たうえで、有効利用されていない場合には、最終的に都道府県知事の裁定によって農地中間管理機構が利用権を設定できることとなった。さらに、今後の取り組みとして、耕作放棄地の税負担を重くする等、税によるインセンティブ付けが検討されている。

（図表6）転用による期待収益と耕作放棄地率の関係



（資料）農林水産省「農林業センサス」、「農地の権利移動・借賃等調査」、  
 総務省「固定資産価格等の概要調査書 土地 都道府県別」、  
 全国農業会議所「田畑売買価格等に関する調査結果」より作成  
 （注）2010年のデータで作成。相関係数は0.39（1%有意）。

<sup>5</sup> 「期待転用価格－転用までの固定資産税負担」の割引現在価値。期待転用価格は、転用面積÷農地面積×転用価格で計算。

<sup>6</sup> 農地面積に占める耕作放棄地面積の割合。

第2は、農地中間管理機構の機能強化である。農地中間管理機構には、農地の出し手の掘り起こしや受け手のニーズへの徹底対応に加え、地域農業のあり方を積極的に提案するといった役割も期待されている。このため、設置の根拠となる法律<sup>7</sup>では、役員について「過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること」とされている。しかしながら、実際には、役員総数566人のうち、経営に関して実践的な能力を有すると想定される民間企業経営者と農業法人経営者の人数は、それぞれ36人、23人に止まっており、都道府県別にみても、両者の合計が過半数に達している機構はなく、19の機構では企業経営者や農業法人経営者が役員にいない。一方で、都道府県庁OBや農協関係者が役員の多くを占めているため、期待されている役割に対する意識が乏しいうえ、民間のノウハウの活用も不十分との問題が指摘されている<sup>8</sup>。このため、法律に即した役員体制となるよう、経営能力の高い人材を厚く配する方向での役員構成の再構築が求められている。また、農地の出し手や受け手、地域との対話を密にし、コーディネーション機能を高めるために、現場での実務担当者の充実が求められている。このような体制整備に加えて、実績向上に向けたインセンティブとして、実績に基づいて各都道府県の機構を順位付けするとともに、実績を上げた都道府県に対しては、様々な政策上の配慮を行う等の取り組みが検討されている。

第3は、農地に関する情報の公開である。これまで、借り入れ可能な農地等の情報を得るには地域の農業委員会に直接アクセスしなければならず、異業種企業等の新規参入や既存農家の規模拡大等の際の障害の一つとなっていた。この問題を解消するために、2015年4月から農地情報公開システム（全国農地ナビ）の運用が開始されており、農地の所在地や田畑などの地目、面積、農振法や都市計画法の地域区分、貸すか売るかという所有者の意向、農地中間管理機構の権利取得状況等の情報が一般公開されている。また、農地の情報を地図上や航空写真上で閲覧できることから、農地と道路等のインフラとの位置関係や農地の集積・集約化の状況等も把握できる。このため、新規参入企業等の農地の受け手による参入地域の比較検討のほか、行政機関等による農地の集積・集約化に向けた地域との話し合いの円滑化が期待されている。

しかしながら、こうした取り組みを前提としても、農地の集積・集約化目標の達成は楽観視できない。例えば、耕作放棄地対策強化による集積・集約化の可能性について考察すると、まず、離農農家の農地の集積・集約化については、2005年から2010年までの5年間の北海道を除く都府県の離農農家の耕地面積が2005年の耕地面積の15.3%であったことから<sup>9</sup>、仮に、今後も同じペースで離農すると仮定すると、2023年までの9年間で発生する離農農家の耕地面積は87万ha程度と計算される<sup>10</sup>。次に、耕作放棄地の再生利用については、耕作放棄地は39.6万ha（2010年）あるものの、そのなかには、土地持ち非農家所有の農地（18.2万ha）を中心に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（2013年13.5万ha）が多いとの報告もあり<sup>11</sup>、実際に集積・集約化できる農地は限られるとみられる。このため、今後離農する農家の農地と再生利用可能な耕作放棄地を集積・集約化にフル活用できたとしても、目標達成には不十分と考えられる。不足分については、現場の努力で、耕作を継続している農家を農地の出し手として掘り起こすこと等によってカバーする必要があるも

<sup>7</sup> 農地中間管理事業の推進に関する法律

<sup>8</sup> 農林水産省「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」

<sup>9</sup> 北海道の集積率は既に87.6%あり、目標達成には都府県の集積率の引き上げが課題となる。

<sup>10</sup> 2014年の都府県の耕地面積（336.9万ha）と2005年から2010年までの都府県の離農農家の耕地面積（5年間で15.3%）より計算。

<sup>11</sup> 渡辺（2014年）



の、米価維持政策が継続されるもとでは、そうした農地の掘り起こしには相当の努力を要すると思われる。

## 5. 参入企業側のメリットと注意点

以上見てきたように、集積・集約化目標の達成は楽観視できないものの、視点を変えて、農地の需要サイドである企業等の立場から、農地の集積・集約化に向けた取り組みを改めて見直すと、農地中間管理機構の機能強化や農地情報の公開等の取り組みは、異業種の農業参入への追い風になると考えられる。異業種から農業生産に参入する企業が、良質の作物を安定的に生産し、事業を軌道に乗せるには、参入した地域に最も適した生産技術の取得と並んで、ビジネスプランに合った農地の確保が重要である。農地の集積・集約化に向けた取り組みによって、各地の農地の利用権や農地に関する情報へのアクセスが改善されれば、参入企業は自社のビジネスプランに合った農地を確保し易くなるというメリットが考えられる。

具体的には、第一に、農地のリースを中心に農地の集積・集約化が進められる点である。企業の農業参入については、農地の所有による参入には依然として制約があるものの、リースによる参入は2009年の農地法改正で自由化されている。このため、リースを中心とした農地の集積・集約化は、現状の企業参入の実態に即した方法と言える。

第二は、農地情報公開とコーディネート機能の強化である。先述の全国農地ナビを活用することで、企業は参入したい地域の比較検討が容易にできる。また、参入したい都道府県の農地中間管理機構に応募することで農地へのアクセスが可能になったため、これまでとは異なり、地域とのつながりや人脈のない地域でも比較検討の対象に加えやすく<sup>12</sup>、参入地域の選択肢が増えると考えられる。さらに、応募の際に自社のニーズを伝えることで、最適な農地を紹介してもらえるなど、自社のビジネスプランに合った農地の確保が従来に比べて容易になると考えられる。

農業参入する際、基本的には生産性の高い良質な農地の確保が重要であるが、どのような農地を確保するかは、ビジネスプラン次第という面もある。

実際、先行して農業参入した企業のなかには、広い農地を確保できる平地ではなく、一般的に不利とされる中山間地域に参入したケースもある。中山間地域で数種類の果物を栽培し、それを原料にして製造した業務用アイスクリームを都市部のレストランに直接販売しているA社では、顧客ごとのオリジナル品など少量ながら多品種生産することで顧客のニーズにきめ細かく応えとともに、果実の生育状況や産地の魅力等の情報を添えるなど付加価値を高めることで、大量生産ができないという中山間地域のデメリットに影響されないビジネスモデルを構築している。

また、農業参入している食品関連企業のなかには、自社のビジネスプランに対応して、農場を複数の地域に開設するケースがある。例えば、グループ企業が全国規模の小売チェーンを展開するセブンファームでは、農場の近隣の小売店舗で発生する食品残滓を堆肥化して農場で使い、生産した農作物をそれら店舗で販売することで、環境への配慮を消費者にアピールするなどグループのイメージ向上を図っている。また、ドールは、産地リレーによる安定供給を図るほか、農場の所在する離れた地域の特産品をセット販売すること等を消費者に対する訴求点としている。

<sup>12</sup> 当然ながら、参入後の地域コミュニティへの溶け込みやすさを考えると、つながりや人脈のある地域の方が有利と思われる。

もともと、農業に参入し事業を軌道に乗せた多くの先行企業が共通して指摘するのは、ビジネスプラン以前の問題として、地域社会との信頼関係の確立であり、地域のイベント等を積極的に手伝うなど、地域のコミュニティーに溶け込むことの重要性である。とりわけ、採算が合わない等を理由に参入後数年で撤退することは、企業参入に対する地域住民の不信感や警戒感を高め、その後の他企業の農業参入にも悪影響を与えかねない禁じ手と言える。農業参入にあたっては、綿密に練った自社のビジネスプランに対する地域の理解を得る努力をしたうえで、長期的な展望のもとで自社のビジネスが地域経済と共に発展していく好循環を築くことが要諦であると言える。

#### ○参考文献

- ・ 稲熊利和,「農地政策改革をめぐる課題～農地を保全し有効利用を促進する仕組みの構築～」,”立法と調査 No. 275”,参議院,2008年1月
- ・ 斉藤経史・大橋弘,「農地の転用期待が稲作の経営規模および生産性に与える影響」,”RIETI Discussion Paper Series 08-J-059”,独立行政法人経済産業研究所,2008年10月
- ・ 西村尚敏,「『担い手』への農地集積による農業の競争力強化に向けて一農地中間管理機構の創設」,”立法と調査 No. 346”,参議院,2013年11月
- ・ 橋本貴義,「『所有』から『利用』中心の農地制度への再構築～農地法等改正案～」,”立法と調査 No. 292”,参議院,2009年5月
- ・ 樋口修,「農地制度改革の課題と論点」,”調査と情報 第632号”,国立国会図書館,2009年2月
- ・ 山下一仁,「農協解体」,宝島社,2014年
- ・ 矢口克也,「農業経営の規模拡大と農地集積をめぐる諸課題」,”調査と情報 第737号”,国立国会図書館,2012年2月
- ・ 渡辺好明,「耕作放棄地には『まず仕分け』を」,”土地と農地 No. 44”,全国農地保有合理化協会,2014年